

議会だより

定例会

令和3年第2回定例会は6月17日に招集され、提出された案件を審議し閉会いたしました。

委員会報告

総務産業常任委員会

■調査期日 4月9日

■調査事項 保育園の運営状況について

■調査結果 指摘事項なし

承認

○専決処分の承認を求めるとについて〔北竜町税条例等の一部改正について〕

○専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度北竜町一般会計補正予算(第2号)について〕

既定予算に976千円を追加し、予算総額を3,717,671千円とする補正予算

原案可決

○北竜町議会議規則の一部改正について

○北竜町印鑑条例の一部改正について

○北竜町国民健康保険条例の一部改正について

○北竜町介護保険条例の一部改正について

○北竜町職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正について

○令和3年度北竜町一般会計補正予算(第3号)について

既定予算に26,996千円を追加し、予算総額を3,744,667千円とする補正予算

○令和3年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

既定予算に900千円を追加し、予算総額を312,900千円とする補正予算

○令和3年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算(第1号)について

既定予算に1,230千円を追加し、予算総額を102,530千円とする補正予算

○令和3年度北竜町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

既定予算に10,526千円を追加し、予算総額を295,526千円とする補正予算

○令和3年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)について

既定予算に3,799千円を追加し、予算総額を442,499千円とする補正予算

○令和3年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)について

既定予算に792千円を追加し、予算総額を114,792千円とする補正予算

報告済

○令和2年度北竜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○株式会社北竜振興公社の経営状況を説明する書類の提出について

同意(追加議案)

○副町長の選任について

高橋 利昌 氏(再任)

意見書提出

次の意見書を可決し、関係省庁に送付いたしました。

○林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書



一般質問

6月17日に開会された第2回定例会では、2名の議員から2件の一般質問がありました。



松永議員

コロナ禍における令和3年度の政策の進捗状況について

松永議員

コロナ禍の状況で事業の中止や延期があると思うが、どのような影響が出ているのか。約51項目にのぼる事業実施に当たり、理事者の思いが職員に十分周知され、予算審査特別委員会等での指摘・要望等にしっかりと対応しているのか。また、ひまわりの里基本計画策定委員会や地域公共交通活性化協議会の人選の過程について伺いたい。

佐野町長

事業の中止や延期の影響については、ひまわりまつり中止による地域経済の低迷、特に料飲店組合等が大きな打撃を受けており、補正予算で救

等再配置計画の中で総合的に検討していく。高齢者運転免許証自主返納に係る警察署等への送迎助成については前向きに検討していくと共に、奨学金貸付事業における保証人の取り扱いについても、次年度に向け精査を進めている。

ひまわりの里基本計画策定委員の人選については、町民、関連団体、行政による協働のもと、魅力的な観光の町づくりを推進する為、町内観光関連団体から18名、外部有識者から6名の計24名を選任し、地域公共交通活性化協議会委員については「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に準じ、町内関係事業者や道路管理者、公安委員会、利用者、学識経験者、その他必要と認められる者等25名で構成している。

松永議員

役場前駐車場横の緑地の整備については、除雪の不便さや見通しの悪さ等の理由で20年程前から要望されていたと思うので是非対応して頂きたい。また、ひまわりの里基本計

画策定委員の鈴木教授を始めとする外部有識者6名と町内委員の殆どが利害関係者であり、反する意見等が反映されない状況であったように見受けられ、今後、新たに立ち上げる委員会等でもっと慎重に人選を行なって頂きたい。地域公共交通活性化協議会委員の選任については理解したが、乗合タクシーの配車時間帯の地域差の改善や高齢者



中村議員

スポーツ振興と施設の活用について

中村議員

本町は、昭和42年に「スポーツの町宣言」を行い、町技を「剣道」「スキー」「バレーボール」として、様々な競技に取り組んできた。

しかし、子どもの減少を初めとする人口の減少、高齢化により数多くあった競技団体や大会も縮小・廃止となつて

免許証返納に係る交通費助成等前向きに対応して頂きたい。

佐野町長

ひまわりの里基本計画策定委員会では有識者も含め委員全員の意見をまとめ答申されていると認識している。また、駐車場横の緑地の整備や乗合タクシーの地域差是正、免許証自主返納手続きの手法については前向きに対応する。

きている。

スキー場においては本年、ロープリフトの更新が行なわれ、今後益々の活用が期待されているところである。

現状におけるスキー場、パークゴルフ場等の体育施設の利用状況と今後の見通しについて伺いたい。



有馬教育長

本町は、町民一人ひとりが生涯にわたって健康で明るく豊かに過ごす為に、スポーツの町宣言を制定し、子どもから高齢者に至る幅広いスポーツ、レクレーションの振興に努めてきた。町技については体育協会が中心となって指定したと思われる。

少子高齢化の中で、野球スポーツ少年団や中学校の野球部等、他の学校と組まなければチームが作れない状況。

町民体育大会の是非もこういったことが影響していると思うが、体力づくりや健康意識の高まり等生涯にわたって親しむことができる環境づくりが必要。参加者が少なくなっているが、卓球やテニス大会等各団体の活動も継続して行われている。施設の利用については、昨年・本年はコロナの影響で比較できないが、横ばいもしくは減少傾向にある。今後も、町民の健康づくりに役立つ体育施設の維持・管理や各団体の育成に努め新たな軽スポーツの導入等を含めスポーツ環境の整備を行っていく。

中村議員

町民体育大会は体育協会の尽力の下、開催されてきたが、降雨とコロナの影響により、5年連続で中止となっている。北竜町の大きなイベントのひとつであるが、日程が7月から8月下旬に変更になる等徐々に負担感が増してきていると思う。

各スポーツの種目別の大会は、開催されているので、できる限り継続してほしいと思う。又、行政からの支援もお願いしたい。

朝野球、たそがれ野球もあったが中止になり、球場の活用も考慮してほしい。

近年パークゴルフ場も整備され、パークゴルフ協会の尽力により盛んに行なわれ、又、ラジオ体操も始まり、朝から人に会い気持ちよく一日をスタートし、良き一日を過ごせたら良いと思う。

施設の廃止基準はどうなっているか。

スキー場のナイター照明は水銀灯で電球の交換もできないとの事だが、圧雪車も経年により故障も多いので計画的に考慮してほしい。

有馬教育長

体育協会主催の町民体育大会については全町民が一堂に会する貴重な大会であった。是非について協議されることが残念な状況である。

野球場の活用については、中学生や役場・農協職員が練習で使用している。ラジオ体操も長い間続いており、20名程が集まっている。各地区にあったゲートボール場については競技人口の減少により閉鎖した。施設の廃止基準はなく、今後関係団体と協議しながら施設の廃止について検討していきたい。

スキー場の照明については、来年度の全面改修の予算計上を検討している。圧雪車は計画的に更新していきたい。

中村議員

スキー場のナイターは、子ども達を連れてきた保護者達の交流の場となっている。利用者がある限り、できる限り継続してほしい。

有馬教育長

施設の整備についてはNPOに管理委託している。様々な苦情要望等の問題に対処している。

活動報告

【7月】

16日：総務産業常任委員会、災害対策特別委員会、地域おこし協力隊村上氏との懇談会
21日：例月出納検査（監査委員）、まちづくり等調査特別委員会

活動予定

【8月】

5日：まちづくり等調査特別委員会
11日：空知町村議会議長会三役会議
19～20日：議会道内行政視察
23日：例月出納検査（監査委員）
24～27日：令和2年度決算審査（監査委員）
30日：空知町村議会議長会役員会
下旬：総務産業常任委員会



4月中旬に「タネは誰のもの」の上映会開催を6月末に決めた。

昨年7月に黒千石生産組合に種苗法改正に絡む映画取材の為、原村政樹監督と元農水大臣山田正彦氏が来町され、同席させていただいた際の監督との「上映会やってください」「やります」の約束が事の始まり。ちょうど米の種を蒔く時期から田植えやソバ蒔き農繁期が一段落する6月末なら観てもらえるのではないかと、かかわりのある人には直接予告をして回った。

映画は種子法、種苗法解釈の農業者に影響するであろう問題をテーマに制作されており、参加者は町内外合わせて64名だった。映画上映後の原村監督のトークショーでは制作の想いを語られ、その熱い想いが参加者に余すことなく伝わったようだ。「北海道種の会」代表の久田徳二氏にも法律の問題点と食の安全を守

るために設立した会の紹介もされた。

安全、安心を掲げる本町には当然これからの農産物の扱う基準が問われる。このコロナ禍で可決された種苗法改正法案は、来年の4月から農家が登録品種を自家増殖（採種）したら懲役10年、1千万円以下の罰金、共謀罪の対象農業生産法人であれば3億円以下の罰金に処せられる法律そうなってしまつて知らなかつたじゃ済まない。アンケートの記載から、この法改正に農家が動かない現状に疑問を持たれ、JAとの繋がりの中で考える必要があるのではないかと感じた人もいる。具体的に当然グリホサートやネオニコチノイドは問題になっていいるのだから避けるべきと訴えている。

この映画を是非観たいという方がおられたら上映会を開催するので申し出ていただきたい。（尾崎圭子）